

自衛隊の電波の監理に関する訓令（平成18年3月27日防衛庁訓令第34号）の規定に基づき、陸上自衛隊の電波の監理に関する達を次のように定める。

昭和41年4月12日

陸上幕僚長 陸将 天野 良英

陸上自衛隊の電波の監理に関する達

改正	昭和45年11月27日達第112-76号	昭和47年12月27日達第41-2-2号
	昭和51年10月12日達第96-12-1号	昭和52年12月24日達第96-12-2号
	昭和56年2月14日達第96-12-3号	昭和57年4月30日達第112-120号
	平成元年2月10日達第112-127号	平成2年10月23日達第96-12-4号
	平成7年3月1日達第96-12-5号	平成7年5月29日達第96-12-6号
	平成10年4月16日達第96-12-7号	平成11年3月9日達第96-12-8号
	平成18年4月28日達第96-12-9号	平成19年1月9日達第96-12-10号
	平成29年3月27日達第96-12-11号	令和3年3月24日達第96-12-12号
	令和4年3月28日達第96-12-13号	

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 電波使用に関する計画等（第2条-第4条）
- 第3章 移動局等の開設等の手続（第5条-第8条）
- 第4章 移動局等の検査（第9条-第14条）
- 第5章 無線資格者試験（第15条-第27条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、陸上自衛隊における電波の監理に関する業務の実施を円滑に行うため、電波使用に関する計画等、移動局等の開設等の手続、移動局等検査の受検、無線資格者試験の実施に関する細部事項を定めることを目的とする。

第2章 電波使用に関する計画等

（電波使用状況調査）

第2条 電波使用状況調査は、移動局等及び法定局について、別に定めるところにより、使用の形態その他の電波の使用状況について調査する。

（電波使用計画）

第3条 電波監理訓令第9条第3項の規定に基づき防衛大臣の指定された以外の電波を必要とするものは、自衛隊の電波の監理に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第34号。以下「電波監理訓令」という。）第6条に規定する中期電波使用計画を作成し、毎年度1月15日までに順序を経て、陸上幕僚長に報告するものとする。（指通定第14号）

2 中期電波使用計画を報告した者は、報告内容に関する総務省及び内部部局からの問い合わせに関してその都度必要な資料を提出するものとする。

（電波の質の測定に関する機材及び測定要領の整備）

第4条 電波を発する機材を開発又は取得する者は、当該機材の電波の質（周波数、周波数の偏差、占有周波数帯幅、不要発射の強度、空中線電力及び空中線電力の偏差）を測定可能な機材を整備するとともに、その測定要領が規定されている事を確認するものと

する。ただし、既存の測定機材を活用できる場合及び役務等により測定する場合においては当該機材の測定機材の整備を要さないものとする。

第3章 移動局等の開設等の手続

(開設)

第5条 編制上の独立部隊（特科連隊及び方面特科隊にあつては、特科大隊とし、駐屯地を異にして駐屯している独立部隊内の部隊にあつては当該部隊とする。）及び機関の長（以下「部隊等の長」という。）は、移動局等を新たに開設する場合には、別紙第1に示す移動局等開設（変更）事項書に所定の事項を記載の上、別紙第8に示す移動局等試験成績表に準じた資料を添付し、順序を経て、陸上幕僚長に上申するものとする。

2 前項に掲げる資料については、使用する電波が電波監理訓令第9条第3項の規定に基づき防衛大臣の指定されたものであるかを併せて確認するものとし、防衛大臣の指定した範囲内ではないことを確認した場合は、直ちに順序を経て陸上幕僚長に報告するとともに、当該無線設備に別紙第2の表示を行い当該無線機材の上申は実施しないものとする。

3 新編する部隊であつて、新編前に移動局等の開設を上申する場合においては、第1項を準用して当該部隊の編制上の上級者が陸上幕僚長に上申できるものとする。

(承認後の変更)

第6条 前条第1項の規定は、移動局等の承認後に、移動局等の種別、無線機材の種類及び数量等に変更の事由が生じた場合における上申について準用する。この際、添付する前条第1項の資料は、増加した無線機材のみとする。ただし、移動局等の承認後に、統合任務部隊が編成された場合において、その無線機材の全部又は一部を共用するときは、無線機材の種類及び数量等の変更の事由に該当しないものとする。

(承認書の再交付)

第7条 部隊等の長は、移動局等の承認書の再交付を受ける必要がある場合には、その事由を付し、順序を経て陸上幕僚長に、承認書の再交付を上申するものとする。

(承認書の返納)

第8条 部隊等の長は、移動局等の承認後の変更に係る承認書の交付を受けたとき若しくは承認書の再交付を受けたとき又は移動局等を廃止したときは、遅滞なく、旧承認書を順序を経て陸上幕僚長に返納するものとする。

第4章 移動局等の検査

(検査官)

第9条 移動局等の検査は、陸上幕僚長が任命した検査官が別紙第3に示す検査担当区分表により行うものとする。

2 検査官は防官情第2418号（18. 3. 27）「自衛隊の電波の監理に関する訓令の運用について（通達）」第11から第17の規定に基づき厳正に検査を実施するものとする。

3 検査官は、送信設備の電波の型式、周波数、占有周波数帯幅及び空中線電力が防衛大臣の指定した範囲内ではないことを確認した場合は、直ちに順序を経て陸上幕僚長に報告するとともに、当該無線設備に別紙第2の表示を移動局等の検査を受ける部隊等（以下「受検部隊等」という。）に実施させるものとする。

(受検書類の作成)

第10条 受検部隊等の長は、受検に先立って、次の各号に掲げる一覧表等を作成するものとする。

(1) 無線検査表（別紙第4及び別紙第5）

- (2) 無線資格者名簿（別紙第6）
- (3) 受検機材一覧表（別紙第7）
- (4) 移動局等試験成績表（別紙第8）

2 前項第4号に掲げる試験成績表は、技術検査の結果及び受検前あらかじめ実施した試験通信の結果により作成するものとする。この際、受検部隊等は使用する電波が電波監理訓令第9条第3項の規定に基づき防衛大臣の指定されたものであるかを併せて確認するものとし、防衛大臣の指定した範囲内ではないことを確認した場合は、直ちに順序を経て陸上幕僚長に報告するとともに、当該無線設備に別紙第2の表示を行うものとする。

（受検の立会）

第11条 受検部隊等の長は、受検に際しては、受検について直接責任を負う幹部自衛官及び所要の無線資格者を立会させるものとする。

（機材及び書類の配列）

第12条 受検部隊等は、受検に際し受検の対象となる機材及び次の各号に掲げる書類を配列するものとする。

- (1) 無線局承認書
- (2) 無線検査表
- (3) 無線資格者名簿
- (4) 受検機材一覧表
- (5) 移動局等試験成績表
- (6) 移動局等検査記録表

（受検の統制）

第13条 駐屯地司令は、当該駐屯地における移動局等の検査の受検の順序及び配列要領等について統制するものとする。

（検査結果の報告）

第14条 方面隊の検査官は、移動局等の検査を実施した結果について移動局等検査記録表（別紙第8）に記録するとともに、移動局等検査成績集計報告書（別紙第10）より所属方面総監に報告するものとする。

2 方面総監は、前項により報告された移動局等検査成績集計報告書を、検査実施の翌年度の4月末までに陸上幕僚長に1部報告するものとする。（指通定第7号）

（検査官予定者に関する上申）

第15条 方面総監は、別紙第3の検査担当区分の検査を実施するため、隷下部隊等に所属する幹部自衛官及び行政職俸給表（一）2級以上の技官又はこれに相当する者で、自衛隊の電波の監理に関する訓令の運用について（通達）（平成18年防官情第2418号（18.3.27））に定める資格又は経歴を有する者の中から検査官予定者を選定し、当該予定者の所属・官職・氏名を陸上幕僚長に上申するものとする。

2 前項の規定は、検査官の任命後における異動、増減の必要及び交代等のため変更の必要が生じた場合の上申について準用する。この場合の上申期日は、8月末日及び4月末日とする。

3 陸上総隊司令官及び各機関の長は方面総監の依頼に基づき必要な方面隊の検査官を差出すものとする。この際、差出しを受けた方面総監は差出された試験官を含めた検査官予定者を陸上幕僚長に上申するものとする。

第5章 無線資格者試験

（試験区分及び試験期日）

第16条 無線資格者試験の資格区分は、次のとおりとする。

7月期 甲種、乙種、丙種陸上無線通信士及び特殊無線技士

3月期 甲種、乙種、丙種陸上無線通信士、甲種、乙種、丙種海上無線通信士、甲種、乙種、丙種航空無線通信士及び特殊無線技士

2 前項の試験の実施期日はその都度示す。

(試験場)

第17条 無線資格者試験の試験場は、受験者の所在する駐屯地ごとに開設する。ただし、駐屯地における受験者が少ない場合には、方面総監は当該駐屯地に試験場を開設しないことができる。この場合において、方面総監は当該駐屯地の受験者の受験すべき試験場を指定するものとする。

2 受験者は、自己の所属部隊等の所在する駐屯地に開設される試験場において受験する。ただし、当該駐屯地に試験場が開設されない場合は、方面総監から指定された試験所において受験するものとする。

(試験官)

第18条 試験場ごとに試験官を置く。

2 試験官は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 受験者名簿の作成及び当該名簿と受験者の照合、確認
- (2) 試験の実施及び監督
- (3) 答案の採点
- (4) 各合格基準該当者の判定
- (5) 試験関係報告の資料作成

3 試験官は、当該駐屯地に所在する部隊等に所属する適任の幹部自衛官（これに相当する事務官等を含む。）をもって充てるものとし、部隊等の長の意見に基づき駐屯地司令が指名する。この場合において、試験官を2名以上指名するときは、主任となる者（以下「主任試験官」という。）を明示するものとする。

4 方面総監及び市ヶ谷駐屯地司令は、駐屯地ごとに指名された試験官（主任試験官が指名された場合は主任試験官を含む。）を別に示す要領により陸上幕僚長に報告するものとする。

(受検予定人員の通知)

第19条 受験者の所属する部隊等の長（駐屯地司令たる部隊等の長を除く。）は当該駐屯地の駐屯地司令に対し、7月期試験の場合は4月1日までに、3月試験の場合は前年の11月20日までに受検予定人員数を通知するものとする。

2 駐屯地司令は、当該駐屯地における受検予定人員数を方面総監に報告するものとする。

(受験予定者名簿の送付)

第20条 受験者の所属する部隊等の長は受検予定者名簿（様式は、別紙第11を準用する。）を作成し、受験者の受験する駐屯地の駐屯地司令に対し、7月期試験の場合は6月15日までに、3月試験の場合は2月15日までに送付するものとする。

(無線資格者試験受験者名簿)

第21条 無線資格者試験受験者名簿（別紙第11）は試験会場ごとに試験官（同一駐屯地に2名以上の試験官が設けられたときは主任試験官とする。以下同じ。）が作成し、試験終了後、採点結果を記入し、合格決定通知受領後破棄するものとする。

(試験問題及び答案用紙)

第22条 試験問題及び答案用紙は、試験の都度駐屯地司令に送付するものとする。

2 送付された試験問題及び答案用紙は、別に示す要領に基づき試験官（主任試験官を指名した場合には主任試験官）が管理するものとする。

(解答及び解説)

第23条 筆記試験の解答及び解説は、筆記試験終了後に別に示す要領に基づき試験官に送付するものとする。

(試験実施要領等)

第24条 無線資格者試験実施要領、採点要領及び合格基準該当者判定基準は別紙第12による。

(試験終了後の措置)

第25条 試験官は試験終了後、無線資格者試験総合合格基準該当者名簿及び無線資格者試験科目合格基準該当者名簿(それぞれ別紙第14)を、速やかに当該方面区を管轄する方面総監に提出するものとする。

2 試験官は試験終了後、試験問題は破棄するものとする。

3 試験官は採点終了後、解答及び解説は破棄するものとする。

4 試験官は、合格決定通知受領まで答案用紙を保管し、じ後、破棄する。

(合格者の通知)

第26条 合格が決定し、資格が付与された者及び科目合格者は、駐屯地司令を通じて通知する。

(報告)

第27条 方面総監は、第18条第2項の報告及び第24条第1項の提出を受けた場合には、次のとおり陸上幕僚長に報告する。

報告名		提出期限	提出部数	様式	
1	無線資格者試験受験予定人員表 (指通定第8号)	7月期試験については4月10日 3月期試験については12月1日	1部	別紙第13	
2	無線資格者試験実施成果報告 (指通定第9号)	その1 無線資格者 試験総合合格基準 該当者名簿	試験終了後 30日以内	資格別 とし1部	別紙第14
		その2 無線資格者 試験科目合格基準 該当者名簿	〃	〃	〃
		その3 実施成果要約表	〃	1部	別紙第15

(無線資格者付与該当者名簿)

第28条 別紙第16に示す課程の教育を実施した部隊又は学校の長は、別紙第14に示す無線資格者試験免除該当(予定)者名簿(修了年月日付記)1部を作成し、教育修了までに陸上幕僚長に報告するものとする。(指通定第10号)

2 部隊又は学校の長は、前項による報告後免除条件にかかわる事項に変更が生じた場合は、その都度報告するものとする。

附 則

この達は、昭和41年7月1日から施行する。

附 則(昭和45年11月27日陸上自衛隊達第122-76号)

この達は、昭和46年1月1日から施行する。

附 則(昭和47年12月27日陸上自衛隊達第41-2-2号)(抄)

この達は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則(昭和51年10月12日陸上自衛隊達第96-12-1号)

この達は、昭和51年10月13日から施行する。

附 則(昭和52年12月24日陸上自衛隊達第96-12-2号)

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則(昭和56年2月14日陸上自衛隊達第96-12-3号)

この達は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122-120号)

1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。

2 この達施行の際現に保有する旧様式の内用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則(平成元年2月10日陸上自衛隊達第122-127号)

1 この達は、平成元年2月10日から施行し、同年1月8日から適用する。

2 この達の施行の際、現に保有する旧様式の内用紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則(平成2年10月23日陸上自衛隊達第96-12-4号)

1 この達は、平成2年11月20日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内用紙類は、当分の間使用することができる。

附 則(平成7年3月1日陸上自衛隊達第96-12-5号)

1 この達は、平成7年4月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有する旧規格、旧様式の内用紙類は、当分の間、使用することができる。

附 則(平成7年5月29日陸上自衛隊達第96-12-6号)

この達は、平成7年6月1日から施行する。

附 則(平成10年4月16日陸上自衛隊達第96-12-7号)

この達は、平成10年4月16日から施行し、同年3月26日から適用する。

附 則(平成11年3月9日陸上自衛隊達第96-12-8号)

この達は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月28日陸上自衛隊達第96-12-9号)

この達は、平成18年4月28日から施行する。

附 則(平成19年1月9日陸上自衛隊達第96-12-10号)

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則(平成29年3月27日陸上自衛隊達第96-12-11号)

この達は、平成29年3月27日から施行する。

附 則(令和3年3月24日陸上自衛隊達第96-12-12号)

1 この達は、令和3年4月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。

3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則(令和4年3月28日陸上自衛隊達第96-12-13号)

1 この達は、令和4年4月1日から施行する。

2 この達の施行の日前に部隊等に補給された電波を発する機材に対する電波の質の測定に関する機材及び測定要領の整備については、令和7年3月31日までにを行うものとする。

移動局等開設（変更）事項書

部隊名、船舶名、航空機名、又は機関名等					
移動局等の種別					
運用（変更）年月日					
無線機材の種類			数量		記事
番号	(新)	(旧)	(新)	(旧)	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

備考：1 「部隊等名」は、第5条の申請単位の部隊名の名称を記入する。ただし、航空機にあっては当該航空機名を記入し、陸上自衛隊所属航空機の機番号、無線呼出符号、部隊等名の表示に関する達（陸上自衛隊達第99-2号（31.10.26））第3条の機番号を（ ）で付記する。

2 「移動局等の種別」は、電波監理訓令第12条の種別を記入する。

3 「無線機材の種類」は、移動局等の種別ごとに次表の区分により記入する。この場合の無線機材の種類は、陸上自衛隊補給管理規則（陸上自衛隊達第71-5号（19.1.9））第33条の補給カタログに示す型式番号を、型式番号がないものについては品名（和名）を記入する。

移動局等の種別	無線機材の種類
移動局	携帯無線機 車両無線機 地上無線機（基地用短波送信機を含む。） 無線搬送装置 機上設置以外の機上無線機 レーダー装置（レーダーと併用するIFFを含む。） その他（他の種別に該当しない電波発射装置）
航空機局	機上無線機（機上設置のもののみ。） その他の機上電波発射装置

- 4 数量は実際に保有する数量とする。
- 5 補給処等における補給用及び学校等における整備教育専用等の器材で電波発射を行わないものは、移動局等の区分外とする。
- 6 事項書には、次のとおり必要事項を記載した無線局承認書（案）2部を添付する。

無線局承認書					
開設者	陸上幕僚長				
承認番号	第G-（記入しない）号				
部隊名、船舶名、航空機名、又は機関名等	第〇特科連隊第〇大隊				
移動局等の種別	移動局				
無線機材	JGRC-A3	1			
	JPRC-F10	10			
	JVRC-F11	3			
	JVRC-F20	2			
	- 以下余白 -				

条件				
この無線局は、法律に格段の定めがある場合のほか特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。 令和 年 月 日 <div style="text-align: right;">防衛大臣</div>				

周波数未承認機材

注意：本機材を日本国内で電波発射した場合電波法及び自衛隊法の規定により処罰される恐れがあります。

1 機材名

2 周波数確認日

年 月 日

3 周波数確認者

部隊名 階級 氏名

4 状態

寸法：日本産業規格A4

- 備考：1 表題及び注意書きは赤色とする。
2 機材名は当該無線設備の機材名を記載する。
3 周波数確認日は当該無線設備が発する電波が防衛大臣の指定した周波数でないことを確認した年月日を記載する。
4 周波数確認者は前項を確認した者の部隊名、階級及び氏名を記載する。
5 状態は当該無線機材の状態「周波数申請中」、「当該無線機材の電波発射は国外限定」等を記載する。
6 本表示は確認容易な位置に表示するものとし、日本産業規格A4で表示できない場合は適宜の大きさとする。

検 査 担 当 区 分 表

検査区分	検 査 官	検 査 担 当
新設検査 定期検査	陸上幕僚監 部の検査官	方面総監部所在駐屯地の部隊等に所属する移動局等
変更検査 臨時検査	方面隊の検 査官	方面警備区域内所在部隊等に所属する移動局等 (陸上幕僚監部の検査官の担当するものを除く。)

・建設工事を必要とする移動局等の場合

無線検査表			
部隊名、船舶名、航空機名または機関名等			
検査年月日	令和	年	月 日
検査官	官名		氏名
検査の合否	合格又は不合格		
	不合格の理由		
指示事項			
指示事項に対する措置			

- その他の移動局等の場合

無線検査表				
機種 送信機番号				
検査 年月日	合格又は 不合格	指示事項	指示に対する措置	検査官氏名

備考：検査官氏名欄については、署名又は記名押印とする。

受 検 器 材 一 覧 表

機材名	装備定数	充足基準	承認書 数 量	事故数	現有数	摘 要

- 備考：1 「事故数」は、高段階整備等のため受検できない数量を記入する。
2 「現有数」は受験可能数を記入する。

移動局等試験成績表

実施年月日

機材名						部隊名			
通信実施状況									
基準値等 器材番号	空中線電力	周波数偏差	占有周波数帯幅	不要発射の強度		感度	その他	判定	備考
				スプリアス領域	帯域外領域				

寸法：日本産業規格 A 4

- 備考：1 「通信実施状況」は、試験通信を実施したときの距離、地形等を記入する。
- 2 基準値は、自衛隊の電波の監理に関する訓令の運用について（通達）（防官情第2418号）に定めるところにより記入する。
- 3 「空中線電力」・「周波数偏差」・「占有周波数帯幅」・「不要発射の強度」・「感度」・「その他」は、原則として測定器により測定し、その結果を記入する。ただし、測定不能の部隊等は技術検査の結果により記入する。
- 4 「判定」は、上記通達の判定を基準として記入する。
- 5 備考欄には成績表の作成に当たり使用した周波数又は別に示す周波数整理番号を記入する。また、記入後は注意とする。

移動局等検査記録表 (令和 年度)									
検査種別		新設・定期・変更・臨時			検査年月日		. .		
部隊等名					検査官				
駐屯地名									
機種	送信機番号	記録及び判定						総合判定	指示事項
		送信機	受信機	空中線	電源	無線検査表	その他		
無線従事者	資格	定員	現員	資格	定員	現員	書類検査	書類名	有無別
	陸甲			海丙				承認書	有・無
	陸乙			空甲				無線検査表	有・無
	陸丙			空乙			指示事項		
	海甲			空丙					
	海乙			特殊					

無線資格者試験受験者名簿
(令和 年度 月期)

部隊等名

受験資格者	所属	階級	氏名	試験免除事項 (根拠)	試験科目 (成績)								法規	技術	英語	区分
					和文 電信		欧文 電信		和文 電話		欧文 電話					
					送	受	送	受	送	受	送	受				

寸法：日本産業規格 A 4

- 備考：1 「所属」は、部隊等の正式名称を記載する。
- 2 「試験科目」は、受験する資格に対応する試験科目以外の欄に斜線をほどこす。電波監理訓令第 3 0 条、第 3 1 条の規定により試験科目の一部が免除される受験者に関しては、免除される試験科目欄に (免) の記号を記入する。ただし、電波監理訓令第 3 0 条第 2 号に該当する受験者にあつては、法規の一部が免除されるのでこの場合 (免) の記号を法規欄の中央に線を引き二分した左側の部分に記入する。電波監理訓令第 3 0 条第 4 号に規定する受験者については前回に合格した科目については (合) の記号を記入する。
- 3 「区分」は、試験官が総合合格基準該当者 (A)、科目合格基準該当者 (B)、それ以外の者 (C) に区分して記入する。ただし、(B) の場合には科目名を併記する。

無線資格者試験実施要領、採点要領及び合格基準該当者判定基準

1 試験実施要領

(1) 筆記試験

ア 試験時間割（基準）

技術：0900から1000まで1時間（10問）

法規：1010から1110まで1時間（10問）

英語：1120から1220まで1時間（4問）

イ 試験場への入場及び退場の制限

(ア) 各科目の試験開始から30分経過後は入場を禁止する。

(イ) 各科目の試験開始から30分経過以前の退場は禁止する。

ウ 答案は試験問題用紙に直接記入させる。

エ 試験の一部免除者の受験

訓令第30条第2号により法規の一部を免除される者についての法規試験問題範囲及び試験時間はその都度示す。

(2) 実地試験

ア 電信送信

(ア) 使用機材は、符号練習機又は印字機及び電鍵とする。

(イ) 試験の方法は、受験者個人ごとに受験させ、試験官がその場において聴取又は点検して採点する。

イ 電信受信

(ア) 試験官が所定の速度で送信し、受験者は同時に可聴音受信する。試験官が送信中に訂正を出した場合の送信時間は、規定の時間に含まない。

(イ) 受信用紙は、部隊等現用の電報紙（定型）を使用する。

ウ 電話送話

肉声により受験者個人ごとに送話させ、試験官がその場において聴取して採点する。

エ 電話受話

試験官が所定の速度により肉声により送話し、受験者全員が受話する。試験官が送話中に訂正を出した場合の送話時間は、規定の時間に含まない。

2 採点要領

(1) 筆記試験

ア 法規、英語及び技術の各科目はそれぞれ100点満点とし、各問の配点は解答表に示すところによる。

イ 訓令第22条第2項（記述誤り第23条）により法規の一部を試験免除される者については、受験部分を100%とし、正解率を持って表示する。

ウ 解答は誤りについて減点する。

(2) 実地試験の採点は、次の基準による。

試験項目 満点	和文及び欧文電信		和文及び欧文電話	
	送信	受信	送話	受話
減点項目	50 (点)	50 (点)	50 (点)	50 (点)
誤字1字ごと	1.5	1.5	1.5	1.5
冗字 〃	1.5	1.5	1.5	1.5
脱字 〃	1.5	1.5	1.5	1.5
字体判読不能1字ごと	/	0.5	/	0.5
発信(音)聴取不能1字ごと	0.5	/	0.5	/
訂正方法の誤り1回ごと	0.5	/	0.5	/
訂正3回ごと	0.5	/	0.5	/
送信(話)未了2字ごと	0.5	/	0.5	/

備考：状況により上記以外の減点項目がある場合の採点要領はその都度示す。

3 合格基準該当判定基準

(1) 科目合格基準該当者

受験科目のいずれかが次の基準に適合する者は当該科目合格者とする。

ア 電信通信術

(ア) 甲種航空無線通信士

和文、欧文のそれぞれについて送信及び受信の総合点が70点以上であること。

(イ) 甲種陸上無線通信士及び乙種陸上無線通信士

和文の送信及び受信の総合点が70点以上であること。

イ 電話通信術

和文、欧文のそれぞれについて送話及び受話の総合点が70点以上であること。

ウ 筆記試験

法規、英語及び技術の各科目がそれぞれ60点以上であること。

なお、訓令第30条第2号の規定により、電波法令の試験を免除された者の法規の科目の合格基準は、電波法令を除いた全問題(試験の都度示す。)の配点合計の60%に相当する点数以上とする。

(2) 総合合格基準該当者

ア 無線通信士

資格に対応する全部の科目が科目別合格基準に適合すること。

なお、前回までの科目合格者については、既に合格している科目を除く全科目が科目別合格基準に適合すること。

イ 特殊無線技士

科目別合格基準に該当するものであること。

総合合格基準
無線資格者試験 科目合格基準 該当 (予定) 者名簿
免 除

修了 課程名	資格名	記号番号 合格該当 科目名	受験地の 駐屯地名	所属部隊 等名	階級	氏名
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	

寸法：日本産業規格A4

- 備考：1 不要文字はまっ消する。
- 2 (1)は無線資格者試験免除の場合のみ、学校名、課程及び課程修了年月日を記載する。
- 3 (2)は次の例により記載し、資格別に別葉とする。
甲種陸上無線通信士 特殊無線技士
- 4 (3)は科目合格基準該当者名簿の場合のみ、合格該当の科目名を次の略語を使用して記載し、その他の場合は記載しない。
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 和文電信 | ・・・・・・和信 | 欧文電信 | ・・・・・・欧信 |
| 和文電話 | ・・・・・・和話 | 欧文電話 | ・・・・・・欧和 |
| 法規 | ・・・・・・法 | 英語 | ・・・・・・英 |
| 技術 | ・・・・・・技 | | |
- 5 (4)は無線資格者試験免除の場合は記載しない。
- 6 (5)は所属する部隊等の正式名称を記載する。
- 7 (6)は略称により記載する。無線資格者試験免除の場合は卒業時の階級とする。

無線資格者試験実施成果要約表

資格別	部隊名等			
	人員数			
	受験	総合合格基準 該当	科目合格基準 該当	その他
参考意見等				

寸法：日本産業規格A4

備考： 「参考意見等」には、資格別の現有資格者数を付記する。ただし、無線通信士資格者で特殊無線技士資格者を併有するものは内数（ ）を付し記載する。

無線資格者試験免除課程

学校又は 部隊名	課程名	無線資格
陸上自衛隊 通信学校	幹部初級課程	丙種陸上無線通信士
	幹部特技課程 (部隊システム通信)	同
	同 (レーダ整備)	特殊無線技士
	初級陸曹特技課程 (ネットワーク)	丙種陸上無線通信士
	同 (無線機器整備)	同
	同 (暗号電信 (B))	甲種陸上無線通信士
	同 (レーダ整備)	特殊無線技士
	同 (電子戦)	甲種陸上無線通信士
		特殊無線技士
	生徒陸曹候補生課程後期 (ネットワーク)	丙種陸上無線通信士
	同 (無線機器整備)	同
	同 (レーダ整備)	特殊無線技士
同 (電子戦)	甲種陸上無線通信士	
	特殊無線技士	
陸上自衛隊 富士学校	幹部特技課程 (野戦砲情報)	特殊無線技士
	初級陸曹特技課程 (野戦砲レーダー)	同
	上級陸曹特技課程 (部隊システム通信)	丙種陸上無線通信士
	生徒陸曹候補生課程後期 (野戦砲レーダー)	特殊無線技士
陸上自衛隊 高射学校	幹部特技課程 (対空指揮情報)	特殊無線技士
	同 (対空指揮装置整備)	同
	同 (SAM電子)	同
	初級陸曹特技課程 (対空指揮情報)	同
	同 (高射火器)	同
	同 (短SAM)	同
	同 (SAM)	同
	同 (対空指揮装置整備)	同
	同 (SAM電気機械整備)	同
	同 (SAM射統器材整備)	同
	同 (CWレーダー整備)	同
	同 (パルスレーダー整備)	同

	同 (SAMレーダー整備)	同
	生徒陸曹候補生課程後期 (対空指揮情報)	同
	同 (高射火器)	同
	同 (短SAM)	同
	同 (SAM)	同
	同 (対空指揮装置整備)	同
	同 (SAM電気機械整備)	同
	同 (SAM射統器材整備)	同
	同 (CWレーダー整備)	同
	同 (パルスレーダー整備)	同
	同 (SAMレーダー整備)	同
陸上自衛隊 航空学校	幹部特技課程 (航空操縦)	乙種航空無線通信士
	同 (部隊システム通信)	乙種陸上無線通信士
	同 (航空整備課程)	乙種航空無線通信士
	陸曹航空操縦課程	同
	初級陸曹特技課程 (航空通信整備)	丙種航空無線通信士
	同 (アビオニクス整備)	乙種航空無線通信士
	上級陸曹特技課程 (部隊システム通信)	丙種陸上無線通信士
生徒陸曹候補生課程 (アビオニクス整備)	丙種航空無線通信士	
	生徒陸曹候補生課程 (アビオニクス整備)	乙種航空無線通信士
陸上自衛隊 武器学校	幹部特技課程 (誘導武器整備)	特殊無線技士
	初級陸曹特技課程 (短SAM射統整備)	同
	同 (対空誘導武器整備)	同
	同 (自走砲電子整備)	同
	同 (対地誘導武器整備)	同
	生徒陸曹候補生課程後期 (短SAM射統整備)	同
	同 (対空誘導武器整備)	同
	同 (自走砲電子整備)	同
同 (対地誘導武器整備)	同	
東北方面混成団 第2陸曹教育隊	初級陸曹特技課程 (部隊暗号電信 (B))	乙種陸上無線通信士